

5 年 保 存  
令和 9 年 12 月 31 日 満了

F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 2

崎 交 企 ( 安 ) 第 2 4 7 号

令 和 4 年 1 2 月 2 6 日

各 部 長  
殿  
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

高齢者交通死亡事故多発警報発令実施要綱の制定について（通達）

高齢者交通死亡事故多発警報の発令については、「高齢者交通死亡事故多発警報発令実施要綱の制定について（通達）」（平成29年12月26日付け崎交企（安）第275号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、所要の見直しを行い、別添の「高齢者交通死亡事故多発警報発令実施要綱」を新たに改正し、令和5年1月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和4年12月31日限りで廃止する。

別添

## 高齢者交通死亡事故多発警報発令実施要綱

### 1 目的

この要綱は、高齢者加害の交通死亡事故（自損事故を含む。）及び高齢者が死亡した被害事故（以下、これらを「高齢者交通死亡事故」という。）が多発した場合、全県又は一定の地域を指定して高齢者交通死亡事故多発警報を発令し、自治体及び関係機関・団体の協力を得て、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することで、早期に高齢者の交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

### 2 警報の名称

高齢者交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）

### 3 警報の種類及び発令権者

#### (1) 全県警報

県下全域を対象地域として発令する警報をいい、警察本部長を発令権者とする。

#### (2) ブロック警報

県内の市町を別紙（市町ブロック区分）のとおり6ブロックに分け、そのブロック単位で発令する警報をいい、交通部長を発令権者とする。

### 4 警報の発令基準

警報の発令基準は、次のとおりとする。

#### (1) 全県警報

県内全域において、高齢者交通死亡事故が10日間以内に5件以上発生したとき。

#### (2) ブロック警報

市町ブロックにおいて、高齢者交通死亡事故が10日間以内に3件以上発生したとき。

### 5 警報の発令及び期間

#### (1) 警報の発令

ア 発令権者は、発令の基準に該当し、かつ、発令することが必要と認めたときは、警報を発令するものとする。

イ 発令権者は、発令基準に該当しない場合においても、発令することが必要と認められた場合には、警報を発令するものとする。

ウ 発令権者は、警報を発令したときは、関係所属長及び関係機関・団体にその旨を通知するものとする。

#### (2) 期間

警報の期間は、原則として発令の日から7日間とするが、発令権者が必要と認めるときは、期間を定め延長することができるものとする。

#### 6 交通死亡事故多発警報との関係

警報の発令中、交通死亡事故多発警報（全県警報又はブロック警報）が発令された場合は、残りの期間は交通死亡事故多発警報の実施期間に吸収されるものとする。

別紙

## 市町ブロック区分

ブロック別	関係市町
長崎ブロック	長崎市 西海市 長与町 時津町
県央ブロック	諫早市 大村市 東彼杵町 川棚町 波佐見町
島原ブロック	島原市 雲仙市 南島原市
県北ブロック	佐世保市（佐世保市宇久町を除く） 平戸市 松浦市 佐々町
五島ブロック	五島市 小値賀町 新上五島町 佐世保市宇久町
対馬・壱岐ブロック	対馬市 壱岐市